

幕末の条約について

塚 越 俊 志

ペリー来航前の日本

ペリー来航前に問題となつたのは、まずは北方問題である。林子平が『海国兵談』を著し、ロシアの南下に警告を促し、海岸防禦の必要性を説いた。しかし、幕府は「奇怪異説、政治私議」という理由で、子平を蟄居とし、『海国兵談』を発禁処分とした。

統いて、エカテリーナ二世の使節ラクスマン陸軍中尉が根室に来航し、幕府は「信牌」を渡し、長崎に廻るよう指示したが、そのまま帰国した。その後、露米会社重役であつたレザノフが使節に任命され、長崎にやつてくるも通商関係を結べずに出退した。その途中、部下のフヴォストフ海軍中尉とダヴィドフ海軍少尉に命じて、樺太を襲撃させた北方の緊張感が増した。

レザノフを皮切りにこの後、異国船の来日が相次ぐ。オランダ国王ウイレム二世の親書を持参したパレンバン号艦長のコープス海軍中佐、デンマーク使節のビレやアメリカ東インド艦隊司令長官ビッドル海軍代将、等の来日も開国を要求するものである。

一方、琉球にも外国船がやってきており、とりわけフランスとの関係が注視される。一八四四年四月二八日に琉球に来航したアルクメーヌ号

艦長デュプラン海軍大佐は琉球調査を行い、フランス人宣教師フォルカードを置いて、通訳養成と布教活動につとめた。その後、一八四六年にはセシュー海軍准将の率いるフランス東洋艦隊が那覇からフォルカードを伴つて長崎に来航し、薪水給与と修理を行つてゐる。

ペリー来航から和親条約締結へ

一八五一年五月、東インド艦隊司令長官オーリック海軍代将は、漂流民を日本に還す目的で、対日通商関係を開始するようつとめた。同年五月二九日、遣日使節の全権委任状を得た。しかし、中国で準備を整えていたオーリックのもとに解任の指令が下された。彼の性格や部下と関係がうまくいつていなかつたようである。そして、後任の東インド艦隊司令長官と遣日使節に任命されたのがペリー海軍代将である。

このアメリカ艦隊の来日を予見していたものにオランダ商館長クルティウスから幕府に提出された「別段風説書」があつたほか、フィリップ・フランス・フォン・シーボルトも来日使節団に随行したい旨をアメリカ政府に申し出たほか、ロシアにも遣日使節を送るべきであると説いた。

イス連邦大臣ダニエル・アンリ・ドウルイも一八五二年にアメリカ艦隊の日本派遣について言及している。

ペリーは、旗艦サスケハンナ号を筆頭にミシシッピ号、プリマス号、サラトガ号を率いて一八五三年七月二日、那覇に特務艦サプライ号を残し、江戸へ向かつた。アメリカ遣日全権使節はペリー、参謀長はアダムス中佐、旗艦付副官兼参謀にはコンティ海軍大尉とベント海軍大尉、ペリーの秘書兼参謀にはオリバー・ペリー、首席通訳官（中国語）兼参謀にウイリアムズ、オランダ語通訳兼参謀にポートマン、サスケハンナ号艦長にブキヤナン海軍中佐、ミシシッピ号艦長はリー中佐、プリマス号艦長はケリー海軍中佐、サラトガ号艦長はウォーカー海軍中佐であった。このほか、ウイリアムズの助手として漢文訳にあたつた中国人羅森、ミシシッピ号の従軍牧師ジョーンズ、写真家ラウンジニア、医師であり農学者のモロー、作家でニューヨーク・トリビューン紙特派員テイラード、画家のハイネらが来日している。一八五四年三月三日（嘉永七年三月三日）、神奈川で日米和親条約（神奈川条約）全一二力条が締結された。日本側の全権は、儒者林大学頭麿（復齋）、江戸町奉行井戸対馬守覚弘、浦賀奉行伊澤美作守政義、目付鶴殿民部少輔長銳、漢語通訳兼翻訳担当に儒者松崎満太郎、オランダ語通詞に森山栄之助、森山の助手に名村五郎があたつた。

この条約は一八五五年二月二一日（安政二年一月五日）にボーハタン号（艦長はマルクニー海軍大佐）でアダムスが再来し、下田奉行伊澤美作守との間で下田において、批准・交換が行われている。

続く、一八五四年六月一七日（嘉永七年五月二二日）には下田で、日

米和親条約附録（下田条約）全一三力条が取り交わされた。アメリカ側はペリーを全権とし、日本側は、先の四人に加え、下田奉行都築駿河守峰重、勘定吟味役竹内清太郎（保徳）、儒者松崎満太郎があたつた。

更に、アメリカ艦隊は那覇に向かい、一八五四年七月一一日（嘉永七年六月一七日）には中山府總理大臣尚宏勲、布政大夫馬良才とペリーの間で、全七力条からなる琉米和親交易条約を締結した。この条約は一八五五年三月九日（安政二年一月二一日）に大統領布告という形で、批准している。

一方、イギリス・フランスの連合軍はロシア軍とクリミア戦争（一八五三—五五）を戦っていた。この戦いは日本の海域にまで広がつた。こうした矢先、ロシア軍艦を追つて長崎にやつてきたイギリス東洋艦隊司令官スターリング海軍少将は長崎にやつてきて薪水給与を求めた。しかし、長崎奉行水野筑後忠徳はイギリスから使節が来たものと勘違いをしていた。現にスターリングには全権使節の地位は与えられていないかった。スターリングは旗艦ウインチエスター号を筆頭に僚艦エンカウント号、バラコート号、ステイツクス号の三隻を率いて一八五四年閏七月一五日に長崎に入った。日本とイギリスの誤解のもと、一八五四年一〇月一四日（嘉永七年八月二三日）に日英約定全七力条が長崎で締結された。日本側全権は水野と目付永井岩之丞尚志で、オランダ商館長クルティウスが仲介し、イギリス側は漂流民音吉を通訳にあて、日本側はオランダ通詞西吉十郎がかわつた。一八五五年一〇月九日（安政二年八月二九日）に長崎で、スターリングが再渡航し、批准交換を行つた。

ペリーが中国へ戻つて来るや否や、様子をうかがつてロシア東洋

艦隊司令長官。チャーチン海軍中将兼侍従武官長は旗艦バルラーダ号をはじめヴォストック号、アウリツヴァ号、メンチコーフ号を率いて一八五三年に長崎へ向けて出発した。条約案を出すもイギリス艦隊が間近に迫っていることを察知すると日本を離れ、クロンシュタットに向かった。そこで、デイアナ号に乗り換え、大坂天保山沖に現れ、やがて下田に向かう。日本側全権は勘定奉行川路左衛門尉聖謨、西丸留守居筒井肥後守政憲、目付荒尾土佐守成允、儒者古賀謹一郎（増）、オランダ語通詞森山多吉郎、同本木昌蔵、川路の秘書役に箕作阮甫がいた。ロシア側は全権ブチャーチン、副官兼オランダ語通訳としてポシェット参謀格海軍少佐、中国語通訳ゴシケーヴィチ、ブチャーチンの秘書ゴンチャローフであった。一八五五年二月七日（安政元年一二月二一日）、下田で日魯通好条約全九力条、及び附録六力条が調印された。この条約には樺太は「両国雑居之地」とし、唯一領土問題が入った条約となつた。この翻訳にあたつたのは箕作阮甫と宇田川興斎であつた。一八五六年一二月七日（安政三年一月一〇日）、下田にボシエットがやつて来て批准交換を行つた。

この間、オランダは一八五五年一一月九日（安政二年九月三〇日）に長崎で、日蘭和親通商条約に関する予備約定（和親条約草稿議定書）全二九力条を領事官クルティウス、及び長崎奉行荒尾石見守成允、同川村対馬守修就、目付浅野一学氏綏との間で取り交わした。この段階で、幕府が懸念していたのは、いわゆる「鎖国」の枠組みである。「通信之國」である朝鮮・琉球と「通商之國」である中国・オランダがその枠組みであるが、ここでオランダが「通商之國」の枠におさまらないとなる

と幕府は新しい枠組みを作らざるを得なくなり、ひとまず和親条約草稿でとどまつたとも考えられる。

続いて、一八五五年一一月二四日（安政二年一〇月一五日）にフランスは東洋艦隊司令長官グラント海軍少将を那覇に派遣し、琉球政府の馬良才、尚景保、翁徳裕との間で、琉仏和親交易条約全一力条が締結された。すでに、フランスは一八五五年五月に長崎に東洋艦隊司令長官モンラヴェル海軍大佐が長崎に入り、日英約定同様の条約を締結する用意があつたが、全権委任が与えられていなかつたため交渉が行えなかつた。この情況を見たフランス外務省は、北京駐在のフランス全権公使ブルーブーロンに対日交渉のための全権委任状を公布すると内報した。しかし、ブルーブーロンはフランス海軍力が劣勢である以上、イギリスと同様のやり方では交渉は失敗することを示唆したが、結局、フランスは幕府と和親条約を締結することはなかつた。

一八五六年一月三〇日（安政二年一二月二三日）に長崎で、日蘭和親条約全二七力条がオランダ領事官クルティウス、長崎奉行荒尾、川村、目付永井、浅野との間で締結された。この条約は、一八五七年一〇月二六日（安政四年八月二九日）長崎で、クルティウスと長崎奉行荒尾、水野、目付岩瀬伊賀守忠震との間で批准・交換がなされた。こうして、幕府は新たな枠組みとして「和親之國」を設け、アメリカ・イギリス・ロシア・オランダをこの枠組みにあてはめることによつて、「鎖国」を維持しようとしたのである。

四カ国との和親条約締結された後、一八五六年一一月一四日（安政三年一〇月一七日）に、幕府は外国事務取扱、及び海防月番専任の老中を

任命した。

安政五カ国条約締結への流れ

通商条約締結に向かつて大きく動いたのが、一八五七年六月一七日（安政四年五月二六日）に下田で下田協約全九カ条が、アメリカ総領事ハリス、下田奉行井上信濃守清直、同中村出羽守時万との間で取り交わされ、ここから本格的に通商を意識した条約交渉が行われるようになつた。

続いて、一八五七年一〇月一六日（安政四年八月二九日）に長崎で、日蘭追加条約全四〇カ条、及び附録二カ条がクルティウス、長崎奉行荒尾、水野、目付岩瀬との間で取り交わされた。この条約は自由貿易を意識したほか、後の修好通商条約交渉に大きな影響を及ぼすものとなり、注目しなければならないものである。

一八五七年一〇月二四日（安政四年九月七日）に長崎で、日露追加条約全二八カ条がロシア全権ブチャーチン、長崎奉行荒尾、水野、目付岩瀬との間で締結された。オランダだけでなく、ロシアとも追加条約を締結したことを見逃してはならない。

こうして、下田協約をたたき台とした条約交渉が行われ、一八五八年七月二九日（安政五年六月一九日）に江戸で、最初の修好通商条約となる日米修好通商条約全一四カ条と貿易章程全七則をハリス、下田奉行井上、目付岩瀬との間で締結された。なお、ハリスはこの時、第一三代将軍徳川家定に謁見を果たしている。この条約は、一八六〇年にワシント

ンで批准・交換をするということで、幕府は正使に外国奉行兼神奈川奉行新見豊前守正興、副使に外国奉行兼箱館奉行兼神奈川奉村垣淡路守範正、目付に小栗豊後守忠順が選出され、総勢七七人、及び隨行艦として咸臨丸がアメリカに渡ったことで知られる。三使は、ワシントンで大統領ブキヤナンに謁見し、日米修好通商条約を一八六〇年五月二日（万延元年四月三日）に批准・交換を行つた。幕末の条約中、海外で批准・交換となつた最初で最後の条約となつた。この日米修好通商条約を皮切りに残りの四カ国とも修好通商条約が締結される。

この間、一八五八年八月一六日（安政五年七月八日）に外国奉行が設置され、外交交渉が外国奉行によって行われることとなつた。

アメリカの次に条約締結を行つたのはオランダである。オランダは一八五八年八月一八日（安政五年七月一〇日）に江戸で、クルティウスと外國奉行永井玄蕃頭尚志、同岩瀬肥後守忠震、長崎奉行岡部駿河守長常らによつて日蘭修好通商条約全一〇カ条、及び貿易章程全七則を締結した。一八六〇年三月一日（万延元年二月九日）には、江戸で総領事デ・ヴィットとの間で批准・交換が行われた。

続いて、ロシアが一八五八年八月一九日（安政五年七月一一日）に江戸で、ブチャーチンが旗艦アスコルド号に搭乗し、日本側全権外国奉行永井、同井上信濃守清直、同堀織部頭利熙、同岩瀬、目付津田半三郎正路との間に日露修好通商条約全一七カ条、貿易章程全六則、協定税目付属を締結した。この条約の特徴は双務的最惠国待遇、及び双務的領事裁判権が賦与されたことである。他の条約は一般的には片務的事項が多い中で、双務的事項があるのは特徴的なものである。一八五九年八月二〇

日（安政六年七月一〇日）、ロシアはシベリア総督ムラヴィヨフ・アムールスキイ伯爵、箱館駐在ロシア領事ゴシケーヴィチを江戸に派遣して、条約の批准・交換を行っている。ムラヴィヨフはプチャーチンとは逆の立場であり、強硬策も持たない人物であった。それゆえ、日本も非常に困難な交渉を強いられたが、粘り強い交渉のもと、批准・交換にいたつたのである。

ここまでは、修好通商条約の下敷きとなる協約や追加条約を締結した順番で条約締結を行つており、米・蘭・露三国は予定通り条約締結にいたれた。

次に条約締結をなしたのは、イギリスであった。一八五八年八月二六日（安政五年七月一八日）に江戸で、旗艦フューリアス号以下三隻の軍艦を率いて全権公使エルギン伯爵（ブルース）が日本側全権の外国奉行水野筑後守忠徳、同永井、同岩瀬、同井上、同堀、目付津田との間で、日英修好通商条約全二四カ条、及び貿易章程全七則を締結した。この時、イギリス側は幕府へエンペラー号（蟠龍丸）を贈呈している。一八五九年七月一一日（安政六年六月一二日）に江戸で、総領事となつて赴任してきたオールコックとの間で批准・交換が行われている。

一八五八年一〇月九日（安政五年九月三日）には江戸に、旗艦レミ号以下三隻を率いて、フランス全権であるグロ男爵と外国奉行水野、永井上、堀、岩瀬、目付野々山鉢藏兼寛との間で日仏修好通商条約全二二カ条、及び貿易章程全七則が取り交わされた。この時、モンブラン伯爵も共に来日している。この条約は、一八五九年九月二二日（安政六年八月二六日）に江戸で、総領事に任命されたベルクールとの間で批准・交

換がなされた。こうして、フランスは念願の日本との修好通商条約を結ぶことができたのである。

また、この五カ国の使節は最初に中国で条約を取り交わしてから、日本にやつてくるという点で一致している。そのことからも中国が第一の市場と考えていたことと、列強の対立構造が中国にあつたことを示しているものと考えられる。

一八五九年七月六日（安政六年六月七日）、那覇でオランダ全権カペレルと琉球総理大臣尚鳳儀、布政大臣翁徳裕との間で琉蘭和親交易条約全九カ条が締結されている。この条約は締結とともに効力を發揮したため、特に批准・交換を改めてする必要はなかった。

この間、シーボルトは長男アレクサンダーを連れて二回目の来日を果たしている。シーボルトは幕府の外交顧問と学術伝習を担うこととなり、赤羽根接遇所に入った。

安政五カ国条約以降の条約

安政五カ国条約が締結された後、最初に条約が取り交わされたのが、ポルトガルである。一八六〇年八月三日（万延元年六月一七日）に江戸で、ドン・ジョアン一世号に搭乗してマカオ総督兼中国公使ギュマレスが、外国奉行溝口讚岐守清直、同酒井隱岐守忠行、目付松平治郎兵衛清秀との間で日葡修好通商条約全二四カ条、及び貿易章程全九則を取り交わした。この条約交渉は、最初はオランダが仲介役を担う予定だったが、総領事デ・ヴィットがクルティウスとは違う路線であったこともあ

り、最終的にはイギリス全権公使兼総領事オールコックが仲介役を担つた。こうした事情も踏まえ、日英修好通商条約がモデルとなつた。「鎖国」の元凶でもあるポルトガルと条約を締結したことから、眞の意味で「開国」はこの条約が効をなしてからといえよう。また、この条約締交渉は日蘭追加条約が根拠となっている。批准・交換にはギュマレスがあたる予定だつたが、暴風等にあい日本に来ることができなくなつたため、神奈川在留ボルトガル名誉領事クラークを交換使節にする予定だつたが、幕府は商人とは交渉できないとしたが、各国公使たちから意見を聞いた結果、問題ないと判断され、日本側は外国奉行竹本隼人正正明を全権として批准・交換をすることを決定した。その結果、一八六二年一月二一日（文久二年三月一〇日）、江戸のアメリカ公使館（善福寺）において、クラークと竹本との間で批准・交換がなされた。

次に日本と条約締結を行つたのはプロイセンである。一八六一年一月二十四日（万延元年一二月一四日）、アルコーナ号に搭乗した遣日使節オレンブルグ伯爵は、江戸で外国奉行村垣淡路守範正、同竹本図書頭正雅、目付黒川左中盛泰との間で日普修好通商条約全二三カ条、及び貿易章程全九則を締結した。この条約交渉の最中、外国奉行堀織部正利熙が自殺するという事件がおこつており、箱館からの同僚である村垣がその後を引き継ぎ、条約締結に至つた。また、通訳にあつたヒュースケンが暗殺され、外国公使たちとともに葬儀を行つたことでも知られる。また、この使節には画家のハイネ、ベルグやショピースといった人物が参加している。この条約交渉も「日蘭追加条約」が根拠としてあげられたが、アメリカ弁理公使兼総領事ハリスが仲介役を担つた。更に、この条

約にはあらかじめ江戸・大坂開市、兵庫・新潟開港延期を意識したものとなつており、開港の年が記されていないのが特徴である。このことを踏まえると、幕府が一八六二年に派遣した文久使節団（計三八名）が取り交わしてきたベルリン覚書の内容も加味する必要もあり、この二つのものが相互関係にあることは明らかであろう。条約の批准・交換はガゼル号で江戸にやつてきたレフュースが外国奉行並柴貞太郎剛中と江戸濱海寺（フランス仮公使館）で、一八六四年一月二一日（文久三年一二月一三日）に行われている。

続いて、条約締結を果たしたのは、スイスである。一八五九年四月二八日にドイツ人ルドルフとスイスの時計業者ペルゴラとともにスイス代表として日本に派遣されることとなつた。一八五九年九月二〇日に長崎に入り、更に神奈川に向かい、仲介役のオランダ副領事ポルスブルックに接触した。リンダウは幕府に相手にされること無く、交渉がはかどらなかつた。しかし、再び日本へ向かう機会が訪れた。スイスは時計連盟会長アンベルールを全権とし、書記官で経済関係の専門官ブレンヴァルト、第一外交官補ブリンゴルフ、外交官補に技術者兼砲兵将校カイザー、商人バヴィエ、時計製造者ファーブル・プラントが派遣されることとなつたが、アンベルールとブレンヴァルト以外は私費で参加した。一八六四年二月六日（文久三年一二月二九日）に日瑞修好通商条約全二〇カ条、貿易章程全七則がアンベルールと外国奉行竹本甲斐守正雅、同菊池伊予守隆吉、目付星野金吾千之との間で取り交わされた。この条約は「日蘭追加条約」が影響しているほか、交渉場所が江戸のオランダ公使館のある長応寺、仲介にあつたのがポルスブルックということで、終始オランダ

が交渉をリードした。条約の批准・交換は一八六五年六月七日（慶應元年五月一四日）に江戸で、リンダウと外国奉行星野備中守千之との間で行われた。

また、関税の問題も大事である。修好通商条約で定められた関税率が約二〇%という高率だったため、この引き下げを図り、一八六六年六月二五日（慶應二年五月一三日）、江戸においてフランス全権公使兼総領事ロッシュ、イギリス特派全権公使兼総領事バークス、アメリカ全権公使兼総領事代理ポートマン、オランダ外交事務兼総領事ボルスブルックと老中水野和泉守忠精との間で、改税約書（江戸協約）全一二カ条が締結された。この約書は各通連名調印という形で批准を行い、七月一日（五月一九日）より実施された。これにより、従価税方式から従量税方式に変わり、従価五%を基準とした。これは自由貿易をしたいイギリスの狙いが反映されたものである。

続いて、条約交渉が行われたのは、ベルギーである。一八六六年八月一日（慶應二年六月二二日）、江戸でベルギー全権公使トキントと日本の全権である外国奉行菊池、同星野、目付大久保篤後守忠恒との間で、日白修好通商航海条約全二三カ条、及び貿易章程全七則、附属約書全一カ条が締結された。この条約ははじめイギリスが仲介をしていたが、最終的にはオランダの仲介によつて締結された。この条約は、日普修好通商条約がモデルとなつていてことや、航海條約が初めて締結された点でも注目することができる。また、附属約書において、日本人の海外渡航が認められたことも重要な意味を持つだろう。更に附属約書は改税約書の影響を受けたものである。一八六七年九月一〇日（慶應三年八月一日）に江戸で、トキントと外国奉行石野筑前守則常との間で批准・交換がなされた。

次に条約交渉がなされたのは、イタリアである。一八六六年八月二五日（慶應二年七月一六日）に江戸で、マゼンタ号に搭乗したアルミニヨン海軍中佐と外国奉行柴田日向守剛中、同朝比奈甲斐守昌広、目付牛込忠左衛門恒次郎との間で、日伊修好通商条約全二三カ条、及び貿易章程全六則、附属約書全一一カ条が締結された。この条約は終始フランスが仲介役を担つたことや幕末の条約として初めてフランス語を正文としたことでも注目される。また、日普修好通商条約がモデルとなつている。一八六七年一〇月三日（慶應三年九月六日）に江戸で、イタリア全権公使トゥール伯爵と外国奉行石野との間で批准・交換が行われた。

この時期から、ハワイ総領事に任命されたヴァン・リードがハワイとの条約交渉を求めるが、概ねの枠組みを決めるのみで実際の条約締結は明治期に入つてからとなつた。この条約交渉では、日本人ハワイ移民の問題が注目されがちだが、実際の条約中には移民に関する規定は設けられておらず、貿易章程もないことから、通商を目的としていたのかは疑わしいところがある。

一八六七年六月二六日（慶應二年五月六日）、文久使節団が取り交わした六カ国との覚書の規定通りに兵庫開港勅許が下されることとなる。この天皇の勅許が、明治政府も幕末の条約を継承しなければならなくなつた要因の一つではなかろうか。

幕末最後の条約締結国がデンマークである。デンマークは日本に使節を派遣することなく、終始オランダに仲介を任せた。一八六七年一月一

二日（慶応二年一二月七日）に江戸で、オランダ外交事務官兼総領事ポルスブルックと外国奉行柴田、同栗本安芸守鋐、目付大久保帶刀新五左衛門との間で、日丁修好通商航海条約全三カ条、及び貿易章程六則、副条約全一カ条が取り交わされた。日普修好通商条約をモデルとしたものである。一八六七年一〇月一日（慶応三年九月四日）、江戸においてポルスブルックと外国奉行小出大和守秀実との間で批准・交換がなされた。

安政五カ国条約以降、日本にやつてきた使節団は日本で条約を締結してから、中国で条約を結ぶといったケースが見られる。このことから、列強勢力の中で中国から条約を結ぶのは厳しく、日本という市場を確實におさえることが重要な点であったこといえよう。また、幕末の条約は各国の使節が最惠国待遇を必ず得て来るよう命じられていた。この最惠国待遇の保障があつたからこそ、個別事例の条約締結がなされたといえよう。このことから、幕末の条約を一色單に同じとするのは危険なことであることがうかがえよう。「小国」の窓口となつて日本との条約交渉の窓口となつたオランダの存在は五カ国条約締結期にその役割が概ね終つたかのよう、研究史ではその後の状況が取り上げられないが、この「小国」の窓口としての役割になつたオランダ、及び日蘭追加条約は再度検討していく必要がある。

全一カ国との修好通商条約は明治政府に引き継がれることとなり、その後の修好通商条約にも反映されていくこととなる。

研究史の現状と課題

ここまで見てきたように、ペリー来航を中心とした日米和親条約の研究は詳細である。また、同様に日米修好通商条約についても豊富な研究が確認できる。日露条約は領土の問題に注目した研究が多い。

開国使節団そのものに焦点をあてた研究がある。条約勅許問題は將軍繼嗣問題との間でなされており、個別の研究は難しい。

各居留地の動向や文化・交流史という視点での研究も確認ができる。

最近の動向は、安政五カ国条約以降の条約研究の必要性から、個別の研究が進みつつある。東京大学史料編纂所・日本学士院を中心とした日露関係史料をめぐる国際研究集会が一九九九年から現在まで続いている。この研究集会で、ロシア側の史料が提示され、今後の研究の方向性を示してくれている。また、情報史からの条約交渉へのアプローチが試みられている。更に、幕末外交の評価として、幕臣は無能ではなかつた。不平等という意識はなかつたという点も解明されつつある。

課題は、条約研究は調印まで終わつており、批准・交換にまで至っていない。条約の性質上、調印のみでとどめるのは妥当とはいえない。また、基本的には日米間の研究がなされているのに対し、ほかの国の研究は希薄である。

安政五カ国条約がひとくくりにされており、個々の研究に至つていなさい。そもそもひとくくりにしてはいけない。条約交渉には各国の思惑があるため、個別の研究をする必要があるし、幕末期の条約の全体像がつかみにくい。

新規条約問題に至つては、提示はなされているが、安政五カ国条約同様に扱われる危険性をはらんでいる。

幕末の外交機関は必ずしも明らかではない。ヒト、組織変遷、通詞などは解明する必要がある。すべての国の外交文書がみられるわけではない。言語の習得の問題（特に現在と違う文法や単語への対応）が挙げられる。

東アジアへの条約普及、中国と日本との違い、もしくは共通点はどうか。また、条約の名称は全部一緒に良いか（例..和親条約や修好通商条約など）。条約をもつて開国とするのか、ペリー来航をもつて開国とするのかという点などが指摘できよう。

更に、条約研究は日本にもまだ検討すべき史料が残っているため、この検討が必要である。条約改正は幕末期に既に改定されている部分があり、明治期の条約改正のみに焦点があたっている。また、新政府のもとで取り交わされた条約が幕末期のものとどのように違うのか、もしくは同じなのか、この点も明らかにしていかないといけない。

（つかごし・としゆき 法政第一中・高等学校非常勤講師）

【追記】この文章は、拙稿「幕末「開国」期の来日外国人 開国要求使節団」（岩下哲典編『江戸時代 来日外国人名事典』 東京堂出版 二〇一一年 二三八一一四二頁）を加筆・修正したものである。

表 幕末期条約内容比較（条項別）

条約名	日米修好通商条約 Treaty between the United States of America and the Japanese Empire 貿易章程7則	日蘭修好通商条約 Tractaat tuschen Nederlands en Japan 貿易章程7則	日露修好通商条約 Tractaat tuschen Rusland en Japan 貿易章程6則 協定税目付属	日英修好通商条約 Treaty between Great Britain and Japan 貿易章程7則	日仏修好通商条約 Traité entre la France et le Japon 貿易章程7則	
締結日、 調印場所	安政5年6月19日 1858年7月29日 江戸	安政5年7月10日 1858年8月18日 江戸	安政5年7月11日 1858年8月7日 江戸	安政5年7月18日 1858年8月26日 江戸	安政5年9月3日 1858年10月9日 江戸	
批准・交換日、 批准・交換場所	万延元年4月3日 1860年4月20日 ワシントン	万延元年2月9日 1860年3月1日 江戸	安政6年7月10日 1859年8月8日 江戸	安政6年6月12日 1859年7月11日 江戸	安政6年8月26日 1859年9月22日 江戸	
調印者	井上信濃守清直(外国奉行) 岩瀬肥後守忠震(外国奉行) タウンゼント・ハリス(總領事)	永井玄蕃頭尚志(外国奉行) 井上信濃守清直(外国奉行) 岩瀬肥後守忠震(外国奉行) ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルテ イウス(商館長)	永井玄蕃頭尚志(外国奉行) 井上信濃守清直(外国奉行) 岩瀬肥後守忠震(外国奉行) エフィーミー・バースレヴィッチ・ブチ ヤーチン(ロシア使節)	水野筑後守忠徳(外国奉行) 永井玄蕃頭尚志(外国奉行) 井上信濃守清直(外国奉行) 堀織部正利照(外国奉行) 岩瀬肥後守忠震(外国奉行) 津田半三郎(目付) エルギン卿(イギリス使節)	水野筑後守忠徳(外国奉行) 永井玄蕃頭尚志(外国奉行) 井上信濃守清直(外国奉行) 堀織部正利照(外国奉行) 岩瀬肥後守忠震(外国奉行) 野々山征蔵(目付) グロ男爵(フランス使節)	
批准・交換者	新見豊前守正興(外国奉行、正使) 村垣淡路守範正(外国奉行、副使) 小栗豊後守忠順(目付) キヤズ(L.Cass(國務長官)	岡部駿河守長常(長崎奉行) 都筑金三郎(目付) ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルテ イウス(商館長)	村垣淡路守範正(外国奉行) ヨンフ・アントノヴィッチ・コシケ ヴィヂ(總領事)	水野筑後守忠徳(外国奉行) ラザフォード・オールコック(總領事)	酒井隱岐守忠行(外国奉行) デュエスマンド・ペルクル(總領事)	
条項数	14	11	17	24	22	
前文	帝国大日本大君(將軍家定)とアメリカ合衆国大統領(フキャナン、民主党)との間で、懇親及び貿易の条約を取結ぶ事を決定。	オランダ国王(ウィレム3世)と帝国大日本大君(將軍家定)との間で、懇親及び貿易の条約を取結ぶ事を決定。	帝国大日本大君(將軍家定)とロシア皇帝(アレクサンドル2世)と懇親を厚くし、両国民人民貿易の規則を立てる。	帝国大日本大君(將軍家定)と大統領太田友義及び意而蘭士の女士(ビクトリア女王)と平和懇親及び貿易の条約に及ぶ。	フランス皇帝(ナボレオン3世)と日本大君(將軍家定)との間で交際の永く暮らして両国のために利益ある交易の条約を定める。	
第1条	両国における外交官の居留と旅行の認可。	両国における外交官の居留と旅行の認可。	日魯通好条約、日魯追加条約の廢止。	両国間の和平。	両国人の人を懇ろに扱うべし。	
第2条	両国の船舶の公平で友好的な取扱い。	長崎、箱館の開港 神奈川(安政5年5月から凡そ3ヶ月後から1859年7月4日) 兵庫(同断、凡そ54カ月後から(1863年1月1日) 西海岸(今より18カ月(1860年1月1日の後から)港開下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)。江戸(5月から凡そ42カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、54カ月後(1863年1月1日) 土地の賃貸、建物の建築、出入の自由、品物等の売買の自由。 但し学術を学びたい時は伝習することを妨げない。 米と麦の輸出禁止。 日本人雇用の権利。	長崎、箱館の開港 神奈川(安政6年6月2日(1859年7月1日)に開港。 兵庫(7月から凡そ52カ月後から(1863年1月1日) 西海岸(今より16カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)。江戸(5月から凡そ40カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、52ヶ月後(1863年1月1日) 土地の賃貸、建物の建築、出入の自由、品物等の売買の自由。 但し軍用品は日本役人にのみ売ることが可能。米と麦の輸出禁止。 日本人雇用の権利。	長崎、箱館の開港 神奈川(安政6年6月2日(1859年7月1日)に開港。 兵庫(8月から凡そ51カ月後から(1863年1月1日) 新潟若しくは不都合な時は西海岸(7月から凡そ16カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)。江戸(5月から凡そ40カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、52ヶ月後(1863年1月1日) 土地の賃貸、建物の建築の自由。 それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 遊歩範囲: 10里 神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里、猪名川から海溝までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 江戸(7月から凡そ40カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、52ヶ月後(1863年1月1日) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 江戸(1862年1月1日) 大阪(1863年1月1日)	長崎、箱、神奈川(安政6年7月17日(1859年8月15日)に開港。 兵庫(8月から凡そ51カ月後から(1863年1月1日) 新潟若しくは不都合な時は西海岸(8月から凡そ15カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 遊歩範囲: 10里 神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里、猪名川から海溝までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 江戸(1862年1月1日) 大阪(1863年1月1日)	
第3条	下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)と箱館の他、後に神奈川(三月から凡そ15ヶ月後より、1859年7月4日)、長崎(上同)、新潟(上同)、凡そ20ヶ月後より、1860年1月1日(開けない時は代替港)、兵庫(上同、凡そ56カ月後より、1863年1月1日)、江戸(3月から凡そ44カ月後より、1862年1月1日)、大阪(上同、凡そ56ヶ月後より、1863年1月1日)。土地の質賣、建物の建築、出入の自由。品物等の売買の自由。 但し軍用品は日本役人にのみ売ることが可能。米と麦の輸出禁止。 日本人雇用の権利。	運上所での輸出入貨物の値段の設定。阿片の輸入禁止。	下田、長崎、箱館のほかに神奈川(安政5年7月から凡そ11ヶ月後から1859年7月1日)、兵庫(7月から凡そ52カ月後から(1863年1月1日) 西海岸(今より16カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)。江戸(5月から凡そ42カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、54カ月後(1863年1月1日) 土地の質賣、建物の建築、出入の自由。 但し軍用品は日本役人にのみ売ることが可能。米と麦の輸出禁止。 日本人雇用の権利。	下田、長崎、箱館のほかに神奈川(安政5年7月から凡そ11ヶ月後から1859年7月1日)、兵庫(7月から凡そ52カ月後から(1863年1月1日) 西海岸(今より16カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港より6ヶ月後閉鎖)。江戸(5月から凡そ42カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、54カ月後(1863年1月1日) 土地の質賣、建物の建築、出入の自由。 但し軍用品は日本役人にのみ売ることが可能。米と麦の輸出禁止。 日本人雇用の権利。	長崎、箱、神奈川(安政6年7月17日(1859年8月15日)に開港。 兵庫(8月から凡そ51カ月後から(1863年1月1日) 新潟若しくは不都合な時は西海岸(8月から凡そ15カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 遊歩範囲: 10里 神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里、猪名川から海溝までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 江戸(1862年1月1日) 大阪(1863年1月1日)	長崎、箱、神奈川(安政6年7月17日(1859年8月15日)に開港。 兵庫(8月から凡そ51カ月後から(1863年1月1日) 新潟若しくは不都合な時は西海岸(8月から凡そ15カ月(1860年1月1日の後から1港開下田(神奈川開港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。 遊歩範囲: 10里 神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里、猪名川から海溝までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 江戸(1862年1月1日) 大阪(1863年1月1日)
第4条	運上所での輸出入貨物の値段の設定。阿片の輸入禁止。	外国の諸貨幣の通用。	ロシア政府は開港場に領事を任し、日本政府はそれらのための学校・病院に土地を貸すべし。	イギリス人間の争いはイギリスの裁断によって解決する。	「日本に在る仏蘭西人自國の宗旨を勝手に侵仰致し其居留の場所へ宮社を建るも妨なし。日本に於て絵鑑の仕来は既に廢せり」	
第5条	外国の諸貨幣の通用。	日本人とオランダ人ととの争いは、各々の国の裁断によって解決する。	それらの港において、土地の質賣、建物の建築の自由。	日本人とイギリス人間の争いは、夫々の国の裁断によって解決する。	「フランス人間の争いは、フランス公使・領事によつて解決する。」	
第6条	日本人とアメリカ人ととの争いは、それぞれの国の裁断によって解決する。	遊歩範囲: 10里 新潟(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 寺社・茶店・休息所・台場には入ってはいけない。	江戸(7月から凡そ40カ月後(1862年1月1日) 大阪(同断、52ヶ月後(1863年1月1日)	イギリス人の日本人に対する訴えは、領事を通して解決する。	日本人とフランス人間の争いは、夫々の国の裁断によって解決する。	
第7条	遊歩範囲: 10里 神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里。猪名川から海溝までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周間にある御料所に限る)新潟(治定の上、境界を定める) 罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。	オランダ人にとっての宗旨の自由。 「双方の人民互いに宗旨に付ての論争あるべからず」 オランダ人が日本の神仏に関するものを破壊してはいけない。	家族と一緒に暮らす許可。 自ら其宗旨を念じ宗法を修する事を待へし」 経緯の廃止。	逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。	フランス人と日本人間の訴えは領事・奉行を通して解決するべし。	

第8条	アメリカ人にとっての宗旨の自由。「双方の人民互いに宗旨に付ての論争あるべからず」絆踏の廃止。	日本側はオランダ人犯罪者・出奔者が捕まる協力をすべし。その費用はオランダ領事が負担する。	遊歩範囲:10里 神奈川(大郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里) 箱館(各方へ凡そ10里) 兵庫(京都から10里の地は侵入不可。京都の方角を除き各10里。猪名川から海湾までの川筋を越えてはいけない) 長崎(その周囲にある御料所に限る)罰として、遊歩範囲を1里にしたり、国地退去もあり得る。 寺社・茶店・休息所・城塁・役所には入ってはいけない。	日本人を雇う権利。	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外) 「武器は日本政府並に外国人外売べからず」 日本人雇用の権利。
第9条	日本側はアメリカ人犯罪者・出奔人が捕まる協力をすべし。その費用はアメリカ領事が負担するべし。	商法の別冊(貿易章程)を遵守すべし。 日蘭和親条約、及び追加条約は廢止。 「外国人に免許ある者は悉く阿蘭陀人へも直に差許すべし」	品物の商売の自由。 日本人を雇う権利。	イギリス人にとっての宗旨の自由。	商法は約束を遵守し、交易のための法を充分に取扱うための規律を全備するときは日仏両役人間で議定すべし。
第10条	アメリカから船舶・軍艦・武器等を買入れ、学者・職人等を雇う権利。	1872年7月4日以降、条約を補い、改定することが可能。	運上での輸出入の貨物の値段の設定。 商税のこと。	外国の諸貨幣の通用。	日本禁制の物の輸入を防ぐため、過料又は荷物の取上げが可能。
第11条	商法の別冊(貿易章程)を遵守すべし。	安政6年6月5日(1859年7月4日)に発効。オランダ国王、外務大臣らが自ら署名し、印を押す。日本は大君と高官の署名と印が必要。 ※オランダ語、日本語	阿片の輸入厳禁。	イギリス海軍のための品物に関する規定。	フランス船は水先案内を勝手に雇う権利。
第12条	神奈川条約・下田条約の廃止。 条約を全備するために要する規律等は、要相談。		軍用の物は日本役所以外に売るべからず。 米と麦の输出禁止。	イギリス船を助ける義務。	品物の運上に関する規定。
第13条	1872年7月4日以降、条約を補い、改定することが可能。		外国の諸貨幣の通用。	イギリス船は水先案内を勝手に雇つても良い。	「仏蘭西人日本の開きたる港へ持渡たる品物定例の運上払いし上は日本人中に持行共運上取立る事なし」 外国の貨物は日本でも通用。 両替に関する規定。
第14条	条約は安政6年6月5日(1859年7月4日)から発効。条約は大君の御名と奥印と高官の名と印が必要。また、アメリカは大統領の名と國務長官の名を記し、共に印を押す。 条約は日本語、英語、蘭語で本書写共に4通を書す。訳文は何れも同義だが、オランダ語のものを証拠とする。		日本人罪は日本役所にて罰し、ロシア人は領事より罰せられる。 日本役所にはロシア人犯罪者が捕まるのを手伝う義務。 (双務の領事裁判権)	各港における輸出入の自由。 軍用の物は日本役所以外に売るべからず。 商売の自由、日本役人が立会わぬこと。	
第15条			条約の改定・加入は、両国の意志によるもので、14年後から可能。	運上所における値段決定に関する規定。	運上の際の値段に関する規定。
第16条			「此後他国との者に許容せる者は猶予なく魯西亞へも免ずべし」 「魯西亞國に於ての日本人も同様たるべ」 (双務の最惠国待遇)	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	フランス船を救う義務。
第17条			条約は1859年7月7日から発効。 条約は大君の御名と奥印、老中の名を記し、ロシア帝の名、高官の名を記し、國印を押す。 「仮条約書は日本語・魯西亞語・和蘭語に認め双方の全權各本国の文に調印し和蘭訳文は双方通訳名を記し、是を添て取替るもの也」	外の港に輸送した輸入品に関する規定。	フランス軍艦の肝要の品々は運上なく港の倉庫に入る。
第18条				密売に対する規則の必要性。	借財を払わざり出奔した際にに関する規定。
第19条				「過料取上物の類は都て日本役所に属すべし」	「以後何事にても外国人へ免許したる事は仏蘭西政府又は仏蘭西人へも同様免許あるべし」
第20条				商法の別冊は重要。 条約を全備するために要する規律等は、要相談。	条約の改め・加入は、両国の意志によるもので、14年後から可能。
第21条				「此条約は日本英吉利及和蘭語にて書し各翻訳は同義同意にして和蘭翻訳を元と見るべし」 「日本司人へいたず公事の書通は向後英語にて書すべし。尤此条約調判の月日より五箇年の間は日本或は和蘭の訳書を添べし」	「仏蘭西ミニストル並にコンシユルより日本高官へ書面にて掛合う事あらば仏蘭西語を以てすべし。日本にて速に解する為に五年の間は都て日本語並に仏蘭西語にて認むべし」
第22条				条約の改定は凡そ14年後にあるべし。	条約は仏蘭西皇帝と日本大君の印を証する。 「此条約は仏蘭西にては仏蘭西語を用い日本の片仮名を添え日本にても和文を用い片仮名を添えし、其文意は何れも同様なれ共緒两国にて通する和蘭語の訳文を双方より添たり。 若条約に解し難き事あらば是其蘭文を以て証とすべし。 「此文は魯西亞・英吉利・亞墨利加条約に添たる和蘭語訳と同様なり」
第23条				「日本政府より向後外国の政府及臣民に許すべき殊典ある時は貌利太泥亞政府国民へも同様の免許あるべし」	
第24条				条約は日本大君と貌利太泥亞女王の印を証とす。	

条約名	日葡修好通商条約 Tratado de Paz, Amizade e Comercio entre Sua Majestade El Rei de Portugal e Sua Majestade o Imperador do Japão 貿易章程9則	日普修好通商条約 Vertrag zwischen Preuszen und Japan 貿易章程9則	日瑞修好通商条約 Traité d'amitié et de commerce entre le Conseil fédéral et Sa Majesté le Taïcoun du Japon 貿易章程7則	日白修好通商航海条約 Tractaat tusschen Belgie en Japan 貿易章程7則 付属約書11条	日伊修好通商条約 Traité d'amitié et de commerce entre l'Italie et le Japon 貿易章程6則 付属約書11条	日丁修好通商航海条約 Traité d'Amitié, de Commerce et de Navigation entre Sa Majesté le Roi de Danemark et Sa Majesté le Taïcoun du Japon 貿易章程6則 副条約11条
締結日、 調印場所	万延元年6月17日 1860年8月3日 江戸	万延元年12月14日 1861年1月24日 江戸	文久3年12月29日 1864年2月6日 江戸	慶応2年6月21日 1866年8月1日 江戸	慶応2年7月16日 1866年8月25日 江戸	慶応2年12月7日 1867年1月12日 江戸
批准・交換日、 批准・交換場所	文久2年3月10日 1862年4月8日 江戸	文久3年12月13日 1864年1月21日 江戸	慶応元年5月14日 1865年6月7日 江戸	慶応3年8月13日 1867年9月10日 江戸	慶応3年9月6日 1867年10月3日 江戸	慶応3年9月4日 1867年10月1日 江戸
調印者	清口謹岐守直清(外国奉行) 清井隱岐守忠行(外国奉行) 松平次郎兵衛(目付) イシドーロ・フランシスコ・ギュマレース(マカオ領事兼中國公使)	村垣淡路守範正(外国奉行) 竹本図書頭正雅(外国奉行) 黒川左中(目付) フレードリヒ・アルバート・オイレンブルグ伯爵(プロイセン使節)	竹本甲斐守正雅(外国奉行) 菊池伊予守隆吉(外国奉行) 星野金吾(目付) エメ・アンペール(スイス使節)	柴田甲斐守隆吉(外国奉行) 星野備中守千之(外国奉行) 牛込忠左衛門(目付) オーギュスト・トキン・ローデンベルク伯爵(ベルギー使節)	柴田日向守剛中(外国奉行) 朝比奈甲斐守昌広(外国奉行) 大久保帶刀忠恒(目付) ヴィットorio・F.アルミニヨン海軍中佐(イタリア使節)	柴田日向守剛中(外国奉行) 栗本安芸守鋐(外国奉行) 大久保帶刀忠恒(目付) ティーア.デ.グラフ・ヴァン・ボルヌブルック(駐日オランダ総領事)
批准・交換者	竹本隼人正明(外国奉行) エドワード・クラーク(名譽領事)	柴田貞太郎(外国奉行並) グリフィン・レフュース(プロイセン使節)	星野備中守千之(外国奉行) ルドルフ・リンダウ(スイス領事)	石野筑前守則常(外国奉行) トキント	石野筑前守則常(外国奉行) ヴィットorio・サーヴィエト・カル・伯爵(駐日イタリア全権公使)	石川河内守利政(外国奉行) ボルヌブルック(駐日オランダ総領事)
条項数	24	23	20	23	23	23
前文	帝国大日本大君(将軍家茂)と葡萄呂国王(ペドロ5世)との間で平和懇親及び貿易の条約に及ぶ。	帝国大日本大君(将軍家茂)と瑞西合衆国ポン・ジラード(大統領)と緊要たる和親交易の条約を定める。	日本大君と瑞西合衆国ポン・ジラード(大統領)と緊要たる和親交易の条約に及ぶ。	日本大君(将軍家茂)と白耳義国王(エマヌエル2世)との間で和親航海交易の条約に及ぶ。	帝国日本大君(将軍家茂)と白耳義国王(エマヌエル2世)との間で和親航海交易の条約に及ぶ。	帝国日本大君(将軍家茂)と丁抹国王(クリスティアン9世)との間で和親航海交易の条約に及ぶん事を決定。
第1条	「日本大君と葡萄呂国王其親族並に世々と其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるべし」	「日本大君と李漏生国王其親族並に世々と其互の所領臣民の間に永久の平和懇親あるべし」	両国間の平和。	両国間の平和。	両国間の平和。	両国間の平和。
第2条	両国における外交官の居留と旅行の許可。	両国における外交官の居留と旅行の許可。	両国における外交官の居留と旅行の許可。	両国における外交官の居留と旅行の許可。	両国における外交官の居留と旅行の許可。	両国における外交官の居留と旅行の許可。
第3条	神奈川・長崎・箱館港及び町は万延元年8月17日(1860年10月1日に開く。兵庫(6月からそ29月後、1863年1月1日)新潟(不都合あれば西海岸にて開く。其の港治定は期日を告知するべし)それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)神奈川(長崎・箱館港及び町は条約施行日より開く。それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)	神奈川・長崎・箱館港及び町は条約施行日より開く。それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)	開港場において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩規定。	神奈川・長崎・箱館港及び町は条約施行日より開く。それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)	開港場において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)	神奈川・長崎・箱館港及び町は条約施行日より開く。それらの港において、土地の賃貸、建物の建築の自由。遊歩範囲:10里。神奈川(六郷川筋を限りとし、その他は各方へ10里)箱館(各方へ10里)全て里数は港々奉行所又は御用所から陸路の程度である。長崎(その周囲にある御料所に限る)
第4条	ボルトガル人の争いはボルトガルの裁断によって解決する。	「日本に居留する李漏生人は自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拝所を當む事障なし」	「日本に居留する瑞西人は自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拝所を當む事障なし」	「日本に居留する白耳義人は自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拝所を當む事障なし」	「日本に居留する伊太利人は自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拝所を當む事障なし」	「日本に居留する伊太利人は自國の宗旨を自由に信仰し、且其居留場内へ拝所を當む事障なし」
第5条	日本人とボルトガル人間の争いは、夫々の国の裁断によって解決する。	日本人とブロイセン人間の争いは、夫々の国の裁断によって解決する。 逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。	日本人とスイス人間の争いは、夫々の国の裁断によつて解決する。 逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。	日本人とペルギー人間の争いは、夫々の国の裁断によつて解決する。 逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。	日本人とイタリア人間の争いは、夫々の国の裁断によつて解決する。 逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。	日本人とデンマーク人間の争いは、夫々の国の裁断によつて解決する。 逋債がある時、領事・奉行に訴え、双方の領事・奉行で償うべし。
第6条	ボルトガル人と日本人に対する訴えは、各々の領事を通して解決する。	ブロイセン人と日本人に対する訴えは、各々の領事を通して解決する。	スイス人と日本人に対する訴えは、各々の領事を通して解決する。	スイス人と日本人に対する訴えは、各々の官人を通して解決する。	ペルギー人と日本人に対する訴えは、各々の官人を通して解決する。	デンマーク人と日本人に対する訴えは、各々の官人を通して解決する。
第7条	逋債がある時、領事・奉行に訴えるべし。	「過料又は取揚品は都て日本役所に属すべし」	「過料又は取揚品は都て日本役所に属すべし」	「過料又は取揚品は都て日本役所に属すべし」	「過料又は取揚品は都て日本役所に属すべし」	「過料又は取揚品は都て日本役所に属すべし」
第8条	日本人を雇う権利。	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外)	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外)	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外)	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外)	物品の商売の自由(日本に於いて禁じられた物以外)
第9条	ボルトガル人にとっての宗旨の自由。	日本人を雇う権利。	日本人を雇う権利。	日本人を雇う権利。	日本人を雇う権利。	日本人を雇う権利。
第10条	外国の諸貨幣の通用。	税則規定。	税則規定。 「瑞西合衆国は海國にあらざるを以て海上の規律に拘はる事なし。故に日本の港に出入する船々の規則は此条約中に載せず。然れ共法を犯し、其規則を破る瑞西人あらば、他の国人の為に設けし規則に随つて裁斷すべし」	税則規定。	税則規定。	税則規定。
第11条	ボルトガル海軍の為の品物に関する規定。	密売に対する規則の必要性。	密売に対する規則の必要性。	密売に対する規則の必要性。	密売に対する規則の必要性。	密売に対する規則の必要性。

第12条	ポルトガル船を助ける義務。	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共重税は取立ざるべし」	「瑞西国の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共重税は取立ざるべし」	「ベルギー船は水先案内を勝手に雇う権利。」	「ベルギー船は水先案内を勝手に雇う権利。」	「イタリア船は水先案内を勝手に雇う権利。また、同国船規定の租税及び違債払済で港を出る時も同様。」	「デンマーク船は水先案内を勝手に雇う権利。また、同国船規定の租税及び違債払済で港を出る時も同様。」
第13条	ポルトガル船は水先案内を勝手に雇うこと。	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「白耳義国の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共重税は取立ざるべし」	「伊太利國の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共重税は取立ざるべし」	「伊太利國の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共重税は取立ざるべし」	「丁抹國の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共二重の税は取立ざるべし」	「丁抹國の商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上納済の証書あれば、再び其品物を他の開きたる港に転致し、陸揚する共二重の税は取立ざるべし」
第14条	各港における輸出入の自由。軍用の物は日本役所以外に売るべからず。商売の自由、日本役人が立会わぬこと。	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「外国の貨幣は日本でも通用。」	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「輸入せし荷物定例の運上払済の上は日本人より國中何方に輸送する共別に運上又は通航税を取立る事なし」	「輸入せし荷物定例の運上払済の上は日本人より國中何方に輸送する共別に運上又は通航税を取立る事なし」
第15条	運上の際の値段に関する規定。	「外国の貨幣は日本でも通用。」	「運上の際の値段に関する規定。」	「外国の貨幣は日本でも通用。」	「外国の貨幣は日本でも通用。」	「外国の貨幣は日本でも通用。」	「外国の貨幣は日本でも通用。」
第16条	「輸入の荷物定例の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は瑞西政府國民へも同様の免許あるべし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は瑞西政府國民へも同様の免許あるべし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は白耳義政府國民へも同様の免許あるべし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は伊太利政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」	「日本政府より既に外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は丁抹政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」	「日本政府より既に外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は丁抹政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」
第17条	外の港に輸送した輸入品に関する規定。	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」
第18条	密売に対する規則の必要性。	「ヨーロッパの商民は開きたる港に品物を輸入し、規定の運上払済の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし」	「公事の書通は仏蘭西語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語又は和蘭語の訳文を添ゆべし」	「ベルギー軍艦の肝要の品々は運上なく港の倉庫に入る。」	「イタリア軍艦の肝要の品々は運上なく港の倉庫に入る。」	「デンマーク軍艦の肝要の品々は運上なく港の倉庫に入る。」	「デンマーク軍艦の肝要の品々は運上なく港の倉庫に入る。」
第19条	「過料取上物の類は都て日本役所に属すべし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は葡萄府政府國民へも同様の免許あるべし」	「此条約は日本・仏蘭西・和蘭語を以て書し、各翻訳は同義同意なりと雖、和蘭訳文を以て原と見るべし」	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は白耳義政府國民へも同様の免許あるべし」	「日本政府より既に外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は伊太利政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」	「日本政府より既に外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は丁抹政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」	「日本政府より既に外國の政府及臣民に許しありは以後何の國なり共許さんとする殊典は丁抹政府及び臣民にも此条約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり」
第20条	商法の別冊は重要。条約を全備するために要する規律等は、要相談。	「条約は12年後に改定可能。」	「条約は日本大君とスイス大統領の印を認ます。本書は18カ月ご取り交わす。条約は調印と共に施行。」	「条約は6年後に改定可能。」	「条約改定は1872年7月1日を期とする。」	「条約改定は1872年7月1日を期とする。」	「条約改定は1872年7月1日を期とする。」
第21条	「此条約は日本・葡萄呂及和蘭語にて書し各翻訳は同義同意にして和蘭翻訳を元と見るべし」「日本司人についた公事の書通は向後英語にて書すべし。尤此条約調判の月日より三箇年の間は日本或は和蘭の訳文を添べし」	「公事の書通は独逸語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は和蘭語の訳文を添ゆべし」		「公事の書通は仏蘭西語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語又は和蘭語の訳文を添ゆべし」	「公事の書通は仏蘭西語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語或は和蘭語の訳文を添ゆべし」	「公事の書通は仏蘭西語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語或は和蘭語の訳文を添ゆべし」	「公事の書通は仏蘭西語を以て書すべし。尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語或は和蘭語の訳文を添ゆべし」
第22条	条約の改定は凡そ11年後にあるべし。	「此条約は日本・独逸及和蘭語を以て書し各翻訳は同義同意なりと雖、和蘭文を以て原と見るべし」		「此条約は日本・佛蘭西及和蘭語を以て書し各翻訳は同義同意なりと雖、和蘭文を以て原と見るべし」	「此条約は日本・佛蘭西及和蘭語を以て書し各翻訳は同義同意なりと雖、和蘭文を以て原と見るべし」	「此条約は都合七通にして日本語、伊太利語各二通、及び仏蘭西語三通を添たり。其文は固より同義同意なりと雖、仏蘭西語を以て原と見るべし」	「此条約は都合四通にして日本語二通、和蘭語二通に認むべし。其文は固より同義同意なりと雖、和蘭語を以て原と見るべし」
第23条	「日本政府より向後外國の政府及臣民に許すべき殊典ある時は葡萄府政府國民へも同様の免許あるべし」	「条約は日本大君と李鴻章との印を認ます。条約は12月から24カ月後(1863年1月1日)に施行。」		「条約は日本大君と白耳義王の印を認ます。条約は11月26日(1867年1月1日)より施行。」	「条約は日本大君と伊太利王の印を認ます。条約は11月26日(1867年1月1日)より施行。」	「条約は日本大君と丁抹王の印を認ます。条約は慶應3年5月29日(1867年7月1日)より施行。」	「条約は日本大君と丁抹王の印を認ます。条約は慶應3年5月29日(1867年7月1日)より施行。」
第24条	条約は日本大君と葡萄呂国王の印を認ます。						

表は『条約彙纂』及び『条約類纂』をもとに作成した。